

基本的な方針

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

目標（目標値）

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合※ ¹	…70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合※ ²	…70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合※ ³	…70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合※ ²	…80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合※ ³	…90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合※ ³	…97.1%

「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合※ ³	…70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合※ ¹	…70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合※ ³	…80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合※ ⁴	…55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合※ ¹	…70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合※ ⁵	…90%

※1：こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」より
※2：OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」より
※3：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」より
※4：こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」
※5：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成

こども施策に関する重要事項

- 1 **ライフステージを通じた重要事項**
 - (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
 - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - (4) こどもの貧困対策
 - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- 2 **ライフステージ別の重要事項**
 - (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
 - (2) 学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
 - (3) 青年期
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- 3 **子育て当事者への支援に関する重要事項**
 - (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
 - (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - (4) ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- 1 **こども・若者の社会参画・意見反映**
 - (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参加促進
 - (2) 地方公共団体等における取組促進
 - (3) 社会参画や意見表明の機会の充実
 - (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
 - (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
 - (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究
- 2 **こども施策の共通の基盤となる取組**
 - (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
 - (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
 - (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
 - (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
 - (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- 3 **施策の推進体制等**
 - (1) 国における推進体制
 - (2) 数値目標と指標の設定
 - (3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
 - (4) 国際的な連携・協力
 - (5) 安定的な財源の確保
 - (6) こども基本法附則第2条に基づく検討※



乳幼児・学童期・思春期・青年期の年齢
こども大綱の前提となった「子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）」においては、乳幼児期：義務教育年齢に達するまで、学童期：小学生、思春期：中学生からおおむね18歳まで、青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満まで、とされています。

参考：こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）
※：国は、この法律の施行後5年を目途として、こども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする（こども基本法附則第2条、抜粋）